○国土交通省告示第三百九十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺字五反田五二〇番一から同県下都賀郡岩舟町大字小野寺字上沖六〇七番二まで	平成二十二年四月十七日十五時

○国土交通省告示第三百九十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十二年四月十七日の午後一時から午後四時までの間及び同月十八日の午前九時から午後三時までの間に限る。）。

平成二十二年四月十六日　国土交通大臣　前原　誠司

大阪府貝塚市二色南町西側岸壁南端から二百十二度六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十度六百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十二度の方向に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第三百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ三の規定に基づき、平成二十二年三月二十九日付けをもって、次のように整備規程を認可したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十六日　国土交通大臣　前原　誠司

整備規程認可番号	整備規程の名称	氏名又は名称	住所
第20号	RFD Limited膨脹式救命いかだ（両面型）SURVIVA 50型用整備規程	RFD Limited	Kingsway, Dunmurry, Belfast BT 17 9AF Northern Ireland, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

○国土交通省告示第四百号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十四条の規定に基づき、平成二十二年三月二十九日付けをもって次のように整備規程の変更の認可をしたので、同規則第十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十六日　国土交通大臣　前原　誠司

整備規程認可番号	整備規程の名称	氏名又は名称	住所	変更の内容
第２号	藤倉ゴム工業株式会社膨脹式救命いかだ整備規程	藤倉ゴム工業株式会社	東京都品川区西五反田二丁目11番20号	新たに整備することとなる物件に関する事項を追加した。

○国土交通省告示第四百一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第三号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十二年四月十六日　国土交通大臣　前原　誠司

1一　登録番号　補・第9―㈡号
二　登録養成施設の名称　鹿児島建設専門学校
三　変更後の登録養成施設の所在地　鹿児島県姶良市西餅田三五五四番地四
四　変更年月日　平成二十二年三月二十三日
2一　登録番号　補・第7―㈡号
二　登録養成施設の名称　仙台情報工科専門学校
三　変更後の学科又は学科に相当するものの名称　測量学科、土木工学学科
四　変更年月日　平成二十二年四月一日
3一　登録番号　補・第14―㈡号
二　登録養成施設の名称　広島工業大学専門学校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　田中　彰
四　変更年月日　平成二十二年四月一日
4一　登録番号　補・第17―㈡号
二　登録養成施設の名称　新潟工科専門学校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　永野　英樹
四　変更年月日　平成二十二年四月一日
5一　登録番号　補・第18―㈡号
二　登録養成施設の名称　大分環境デザインカレッジ
三　変更後の登録養成施設の名称　智泉ライセンスカレッジ
四　変更後の登録養成施設の所在地　大分県大分市大字荏隈字中島一一三五番地
五　変更年月日　平成二十二年四月一日
6一　登録番号　補・第19―㈡号
二　登録養成施設の名称　中央工学校ＯＳＡＫＡ
三　変更後の学科又は学科に相当するものの名称　測量科（夜間）
四　変更年月日　平成二十二年四月一日

○海上保安庁告示第百一号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、小樽船舶通航信号所に関する告示（平成二十年海上保安庁告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十五日から施行する。

平成二十二年四月十六日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

位置の項北緯の項中「四三―一一―五九」を「四三―一二―〇〇」に改める。

○防衛省告示第七十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年四月十六日　防衛大臣　北澤　俊美

期間	平成二十二年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域	日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
	(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
	(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
	(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
	(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
	(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
	(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年四月十六日　防衛大臣　北澤　俊美